

## 大口町国民健康保険税滞納者対策実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、特別の事情がなく国民健康保険税（以下「国保税」という。）を滞納している世帯主に対して行う国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の返還及び国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）又は国民健康保険短期被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の交付、保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止（以下「一時差止」という。）並びに一時差止に係る保険給付の額からの滞納国保税額の控除の措置に関して、必要な事項を定めることにより、国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）間の負担の公平、国民健康保険財源の確保及び国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

### (被保険者証の返還及び資格証明書の交付措置の対象者)

第2条 被保険者証の返還及び資格証明書の交付の措置の対象は、国保税の納期限から1年が経過するまでの間に災害その他の政令で定める特別な事情があると認められる場合を除き、当該納期に係る国保税を納付しない世帯主（以下「対象世帯主」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、町長が特に必要と認める世帯主については対象世帯主とすることができる。

- (1) 前年度の国保税額の2分の1以上の滞納額がある場合
- (2) 納税相談、納税指導に応じようとしない場合
- (3) 分納誓約等の約束を履行しない場合

### (対象世帯主台帳の作成)

第3条 町長は、前条に規定する対象世帯主を抽出し、対象世帯主台帳（様式第1）を作成するものとする。

2 町長は、対象世帯主台帳に、対象世帯主に対し実施した納付相談及び指導の経過並びに資格証明書及び短期被保険者証の交付状況並びに保険給付の一時差止等の状況について記載するものとする。

(特別の事情の届出等)

第4条 町長は、対象世帯主に対し、国民健康保険税滞納に係る特別の事情等確認書(様式第2)により、政令第1条に規定する特別の事情(以下「特別の事情」という。)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給、その他省令第5条の5に規定する医療に関する給付以下「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等」という。)を受けることができる被保険者についての届出を求めるものとする。

2 対象世帯主は、特別の事情があるときは特別の事情に関する届出書(様式第3)により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者がいるときは原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に関する届出書(様式第4)により、それぞれ町長に届出を行うものとする。

3 町長は、前項の届出により当該世帯主が特別の事情により国保税を納付することができないと認めるとき又は当該世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者であると認めるときは、当該世帯主を対象世帯主から除外するものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 町長は、対象世帯主に対し、被保険者証の返還及び資格証明書の交付、一時差止に係る保険給付の額からの滞納国保税の控除の措置を行う場合には、国民健康保険被保険者証返還に係る弁明の機会の付与通知書(様式第5)により、行政手続法(平成5年法律第88号)第29条及び第30条及び大口町行政手続条例(平成9年大口町条例第3号)第27条及び第28条に規定する弁明の機会の付与について通知するものとする。

(被保険者証の返還及び資格証明書等の交付)

第6条 町長は、前条に規定する弁明書(様式第6)が提出期限までに提出されな

いとき又は当該弁明によっても被保険者証の返還の措置が正当であると認めるときは、対象世帯主に対し、国民健康保険被保険者証の返還通知書（様式第7）により、被保険者証の返還を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象世帯主が被保険者証を返還しないときは、当該被保険者証の有効期限の満了した時点をもって当該被保険者証の返還があったものとみなす。

3 町長は、前2項の規定により被保険者証が返還されたときは、当該世帯主に対し、資格証明書を交付するものとする。

4 町長は、資格証明書を交付する世帯に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者がいるときは、その者に係る被保険者証を併せて交付するものとする。

5 町長は、資格証明書を交付する世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者がいるときは、その者に係る有効期間を6月とする被保険者証を併せて交付するものとする。

（資格証明書の更新）

第7条 資格証明書の有効期限は、1年とする。ただし、最初の更新期日は、交付日以後最初に到来する7月末日までとする。

2 資格証明書の更新期日は、8月1日とする。

3 資格証明書の更新を行うときは、その期日及びその他必要な事項を対象世帯主に通知するものとする。

（資格証明書交付後の対応）

第8条 町長は、資格証明書の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、国民健康保険被保険者資格証明書交付措置の解除通知書（様式第8の1）により資格証明書の返還を求め、返還されたときは被保険者証を交付するものとする。

(1) 滞納している国保税を完納した場合

(2) 資格証明書交付の原因となった納期に係る国保税の滞納額と、それ以降の納期に係る国保税の滞納額の合計額の2分の1以上を納付し、かつ残りの滞納額

についても、分納誓約による納付計画に従った納付を誠意をもって履行していると認められる場合

(3) 第4条第3項の規定に該当した場合

2 町長は、資格証明書の交付を受けている世帯の被保険者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる者となったときは、国民健康保険被保険者資格証明書交付措置の解除通知書（様式第8の2）により、当該被保険者に係る被保険者証を交付するものとする。

3 資格証明書の交付を受けている世帯主は、特別の事情を有することとなったとき又は世帯に属する被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる者となったときは、直ちに第4条第2項に規定する届出を行うものとする。

（短期被保険者証の交付）

第9条 町長は、第6条の規定にかかわらず、対象世帯主となった後に、納税相談のうえ、分納誓約等の約束を誠意をもって履行していると認めたときは、当該世帯主に対し、別表の区分により短期被保険者証を交付することができる。

（一時差止）

第10条 町長は、保険給付（療養費、特別療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等）を受けることができる世帯主が、国保税を滞納している場合には、国保税の納期限から1年6月が経過した時点で、当該世帯主に対し、保険給付の支払いの差止に係る特別の事情確認書（様式第9）により、政令第29条の5で準用する政令第1条の3に規定する特別の事情の届出を求めるものとする。

2 世帯主は、国保税の滞納につき特別の事情があるときは、特別の事情に関する届出書（様式第3）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の届出により国保税の滞納につき特別の事情があると認めるときを除き、国保税の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該納期に係る国保税を納付しない世帯主に対し、一時差止ができるものとする。

4 町長は、前項の措置を行うときは、保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止通知書（様式第10）により、世帯主に通知するものとする。

5 一時差止を行う保険給付の額は、滞納額に比べ著しく高額とならないようにする。

(一時差止の解除)

第11条 町長は、一時差止を受けている世帯主が、次の各号のいずれかに該当するときは、保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止措置の解除通知書（様式第11）により、一時差止を解除するものとする。

(1) 滞納している国保税を完納した場合

(2) 特別の事情により国保税を納付することができないと認められる場合

2 一時差止を受けている世帯主は、特別の事情を有することとなったときは、直ちに第10条第2項に規定する届出を行うものとする。

(一時差止に係る保険給付の額からの滞納国保税額の控除)

第12条 町長は、資格証明書の交付を受け、かつ一時差止を受けている世帯主がなお滞納している国保税額を納付しないときは、当該一時差止に係る保険給付の額から滞納国保税額を控除することができる。

2 町長は、前項の規定による控除を行うときは、保険給付費からの滞納保険税額控除通知書（様式第12）により、あらかじめ当該世帯主に通知するものとする。

(納付指導等の継続実施)

第13条 町長は、資格証明書を交付した対象世帯主及び一時差止を行っている対象世帯主に対し、その後も継続して滞納国保税に係る納税指導等を行い、自主的な納付の促進を図るものとする。

(その他必要事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成16年大口町告示第34号）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成15年度分以降の国保税に係る滞納者対策について適用し、平成14年度分までの国保税に係る滞納者対策については、大口町国民健康保険短期被保険者証交付要綱（平成12年大口町告示第124号）及び大口町国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱（平成13年大口町告示第67号）による。

附 則（平成17年大口町告示第56号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年大口町告示第45号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日 大口町告示第97号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第15号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日 大口町告示第110号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第21号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日 大口町告示第105号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第9条関係）

	滞納者の区分	有効期間
1	被保険者証の交付の日前1年間に納付された現年分及び滞納繰越分の国保税の合計額（以下「納付済国保税額」という。）が、納付すべき国保税額の3分の1以上2分の1未満の場合	交付の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日。ただし、最初の更新期日は、交付日以後最初に到来する1月末日若しくは7月末日までとする。
2	納付済国保税額が納付すべき国保税額の3分の1未満であって、納付計画を履行している場合	交付の日から起算して3月を経過する日の属する月の末日。ただし、最初の更新期日は、交付日以後最初に到来する1月末日、4月末日、7月末日若しくは10月末日までとする。
3	納付済国保税額が納付すべき国保税額の3分の1未満であって、納付指導に応じず、又は納付計画を履行しない場合	交付の日から起算して1月を経過する日の属する月の末日







様式第2（第4条関係）

第 号  
年 月 日

（保険税納付義務者） 様

大口町長

印

国民健康保険税滞納に係る特別の事情等の確認について

あなたは長期間にわたり国民健康保険税を滞納しており、このまま滞納が続いた場合、国民健康保険法第9条の規定により被保険者証を返還していただくかなければならなくなりますが、この措置については、国民健康保険税の滞納につき災害その他政令で定める特別の事情があるとき又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者については対象から除外されることとなります。

つきましては、国民健康保険税の滞納に係る特別の事情の有無及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者の有無について確認しますので、特別の事情があるときは別添「特別の事情に関する届出書」により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者がいるときは別添「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に関する届出書」により、至急、届出を行うようお願いいたします。

様式第3 (第4条関係)

特別の事情に関する届出書

被保険者証 記号番号	被保険者資格 証明書整理番号	
<p>政令に定める特別の事由</p> <p>※該当する番号に○印を付けてください。</p>	<p>1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと</p> <p>2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと</p> <p>3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと</p> <p>4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと</p> <p>5 1から4までに類する事由があつたこと</p>	
<p>国保税を納付することができない理由</p> <p>※上記の事由により国保税を納付できない理由について具体的に記入してください。</p>		
<p>上記のとおり、別紙証拠書類を添えて届出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 世帯主 氏 名 個人番号</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>		

特別な事情を証明できる、次のような書類を添付してください。

- ①火災証明書、②盗難証明書、③医師の診断書、④破産証明書、⑤資産保有状況届、⑥その他特別事情を証明する書類

様式第4（第4条関係）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に関する届出書

被保険者証 記号番号		被保険者資格 証明書整理番号	
《原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる被保険者》			
住 所			
氏 名		生 年 月 日	
医療等の名称			
<p>上記のとおり、関係書類を添えて届出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 世帯主 氏 名 個人番号</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

※受給者証等、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者であることを証明できる書類を添付してください。

（保険税納付義務者） 様

大口町長

印

国民健康保険被保険者証返還に係る弁明の機会の付与について

あなたが滞納している国民健康保険税について、これまで再三にわたり催告等により納付をお願いしてまいりましたが、いまだに納付がなされておられません。このまま保険税を滞納し続けると、国民健康保険法第9条第3項の規定により被保険者証を返還していただくこととなりますが、この措置を行うに当り、下記のとおり弁明の機会を設けますので、弁明すべき内容がある場合は、別添「弁明書」を提出してください。

なお、被保険者証が返還された場合、代わりに被保険者資格証明書が交付されますが、被保険者資格証明書を提示し医療機関等における診療等を受けたときは、一旦、医療機関等の窓口において、診療等にかかった経費の全額を自費で負担していただくこととなります。

記

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 予定される<br>不利益処分の内容 | 被保険者証の返還  |
| 2 上記の根拠法令           | 国民健康保険法第9条第3項                                     |
| 3 不利益処分の原因<br>となる事実 | 国民健康保険税（納期限 年 月分）について納<br>期限から1年が経過するまでの間滞納していること |
| 4 弁明書の提出先           |   |
| 5 弁明書の提出期限          | 年 月 日   |

様式第6（第6条関係）

弁 明 書

被 保 険 者 証 記 号 番 号		被 保 険 者 資 格 証 明 書 整 理 番 号	
弁 明 の 対 象 と なる 処 分			
弁 明 の 内 容			
<p>行政手続法第29条第1項及び大口町行政手続条例第27条第1項の規定により、上記のとおり弁明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 世帯主 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

※ 弁明の内容に係る証拠書類等がある場合は添付願います。

（保険税納付義務者） 様

大口町長

印

国民健康保険被保険者証の返還について

あなたは、再三の催告等にもかかわらず、国民健康保険税を未だ納付していません。つきましては、先に予告したとおり、国民健康保険法第9条第3項の規定により、国民健康保険被保険者証の返還を求めますので、被保険者証及びこの通知を持参の上、下記の期日までに来庁願います。

なお、国民健康保険税の滞納につき災害その他特別の事情があるとき又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者については措置の対象から除外されますので、該当する場合にはその旨お申し出ください。

（また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者に対しては、別途当該被保険者に係る被保険者証が交付されることを申し添えます。）

記

- 1 返還期日 年 月 日
- 2 返還場所 大口町健康福祉部保険年金課
- 3 処分理由 国民健康保険税（納期限 年 月分）について、災害その他特別の事情がなく、納期限から1年が経過するまでの間滞納していること
- 4 その他
  - 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
  - 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
    - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
    - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
  - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8の1（第8条関係）

第 号  
年 月 日

（保険税納付義務者） 様

大口町長

印

国民健康保険被保険者資格証明書交付措置の解除について

あなたには、国民健康保険法第9条第6項の規定により国民健康保険被保険者資格証明書が交付されていましたが、下記の期日をもってこの措置を解除しますのでお知らせします。

これに伴い、国民健康保険被保険者証を交付しますので、資格証明書及びこの通知を持参の上、来庁願います。

記

- 1 期 日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 理 由
  - ・ 滞納している国民健康保険税が完納されたこと
  - ・ 国民健康保険税の滞納額の著しい減少がみられたこと
  - ・ 国民健康保険税の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められること
  - ・ 世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる被保険者となったこと



様式第8の2（第8条関係）

第 号  
年 月 日

（保険税納付義務者） 様

大口町長

印

国民健康保険被保険者資格証明書交付措置の解除について

年 月 日付けで届出のあつた原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けられる被保険者に係る国民健康保険被保険者資格証明書交付の措置を解除しますのでお知らせします。

これに伴い、当該被保険者に係る国民健康保険被保険者証を交付しますので、資格証明書及びこの通知を持参の上、来庁願います。

記

被保険者証の交付場所

様式第9（第10条関係）

第 号  
年 月 日

（保険税納付義務者） 様

大口町長

印

国民健康保険税滞納に係る特別の事情等の確認について

再三の催告等にもかかわらず、依然として、あなたの国民健康保険税は納付されてお  
りません。

このまま滞納が続いた場合、国民健康保険法第63条の2第1項の規定により保険給付  
の全部又は一部の支払を差し止めることとなりますが、この措置については、国民健康保  
険税の滞納につき災害その他政令で定める特別の事情があるときは対象から除外されま  
す。

つきましては、国民健康保険税の滞納に係る特別の事情の有無について確認しますので、  
特別の事情があるときは、別添「特別な事情に関する届出書」により至急届出を行うよう  
お願いします。

（保険税納付義務者） 様

大口町長

印

保険給付の全部又は一部の支払の一時差止について

あなたは、再三の催告等にもかかわらず、国民健康保険税を未だ納付していません。  
つきましては、先に予告したとおり、国民健康保険法第63条の2第1項の規定により、  
保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めますので通知します。

なお、国民健康保険税の滞納につき災害その他特別の事情があるときは措置の対象から  
除外されますので、該当する場合には直ちにその旨お届けください。

記

- 1 措置の対象と 年 月 日以降の支給申請に係る療養費、特別療養  
なる保険給付 費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費その他の現金給付
- 2 措置の理由 国民健康保険税（納期限 年 月分）について、災害そ  
の他特別の事情がなく、納期限から1年6月が経過するまでの  
間滞納していること
- 3 そ の 他
  - 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して  
3か月以内に、愛知県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
  - 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起す  
ることができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日か  
ら起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長とな  
ります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに  
訴訟を提起することができます。
    - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
    - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると  
き。
    - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
  - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した  
場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日か  
ら起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。な  
お、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌  
日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起  
することが認められる場合があります。

様式第 1 1 (第 1 1 条関係)

第 号  
年 月 日

(保険税納付義務者) 様

大口町長

印

保険給付の全部又は一部の支払の差止措置の解除について

あなたは、国民健康保険法第 6 3 条の 2 第 1 項の規定により保険給付の全部又は一部の支払が差し止められていましたが、下記の期日をもつてこの措置を解除しますのでお知らせします。

記

1 期 日 年 月 日

- 2 理 由
- ・ 滞納している国民健康保険税が完納されたこと
  - ・ 国民健康保険税の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められること

(保険税納付義務者) 様

大口町長

印

保険給付費からの滞納保険税額の控除について

あなたは、再三の催告等にもかかわらず、国民健康保険税を未だ納付していません。  
つきましては、国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、一時差止に係る保険給付の額から滞納国民健康保険税額を控除しますので通知します。

記

1 滞納国保税

納 期 限	滞 納 国 保 税 額	納 期 限	滞 納 国 保 税 額
		計 (B)	

2 一時差止に係る保険給付

種 類	保 険 給 付 額	種 類	保 険 給 付 額
		計 (A)	

3 滞納国保税の控除等

一時差止に係る保険給付額	(A)	
滞納国保税額	(B)	
滞納国保税の控除額	(C)	
滞納国保税の残額	(B-C)	
差引保険給付額	(A-C)	